

佐世保市農業委員会農地改良届取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農地改良行為の実施に際して届け出る農地改良届について必要な事項を定めることにより、生産条件の劣る農地の所有者または借受者の農業生産基盤の向上に寄与する工事が適正に行われることを目的とする。

(農地改良届の対象となる工事)

第2条 農地改良届の対象となる工事は、農業生産基盤の向上に寄与する工事であつて、次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 農地の所有者または、借受者が自ら行うものであること。

(2) 施工面積（盛土・切土の合計面積）は、3,000㎡未満であること。

なお、隣接する区域で同時施工する場合は合わせて3,000㎡未満であること。

(3) 盛土の高さ2m以内かつ切土の高さ2m以内の範囲であること。

(4) 農地改良の工事期間は、原則6ヶ月以内とし、受理日より原則1年以内に作付けが行われるものであること。

(5) 農地改良後における作付計画が明らかにされていること。

(6) 隣接する土地に支障がない範囲とし、事前に隣接地の所有者または耕作者の同意を得ていること。

(7) 盛土に用いる土の採取場所、量、高さ等が明確であること。

(8) 宅地造成及び特定盛土等規制法など、他の法令等の手続きが必要な場合に、その手続きを行っていること。

(農地改良届の適用除外)

第3条 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、本届出の適用対象外とする。

(1) 残土処分のみを目的としたもの。

(2) 産業廃棄物等を投棄するもの。

(3) 転用を目的として埋め立てをするもの。

(4) 土地改良事業及び農地の改良を目的とする各種補助事業で行うもの。

(5) その他、法令に適合しないもの。

(届出)

第4条 農地改良を行おうとする者（以下「届出者」という。）は、工事着手前に農地改良届出書（様式第1号）（以下「届」という。）を農業委員会に提出するものとし、受理された後に工事に着手するものとする。

2 前項の届には、次の書類を添付するものとする。

(1) 土地の登記事項証明書(全部事項証明書)（法務局）（届出前3か月以内のもの。写し可。ただし情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条の規定により参照することができる場合には省略可）

(2) 位置図（1/2500程度の地図）（改良工事を行う範囲を赤線などで示すこと）

(3) 着工前写真（遠近各1）

- (4) 字図（法務局）（隣接地の所有者、地目が明記されたもの）（届出前3か月以内のもの。写し可）
- (5) 被害防除計画書（様式第2号）
- (6) 誓約書（様式第3号）
- (7) 作付計画書（様式第4号）
- (8) 土地所有者の同意書（借受者が実施する場合）（様式第5号）
- (9) その他農業委員会が必要と認める書類（必要に応じて計画平面図及び縦横断面図（農地を一団として利用する範囲を示したものとし、盛土及び切土の高さ幅員、面積等を明記したもの））

（受理後の手続き）

第5条 農業委員会は届を受理後、決裁を行い、速やかに地区担当の農業委員及び農地利用最適化推進委員に情報提供を行うものとする。

（監視、指導等）

第6条 農業委員会は、必要に応じて届出者との面談や現地調査を行い、施工状況の監視、指導をするものとする。

2 農業委員会は、当該行為が農地改良の範囲を逸脱しているものと認められる場合には、速やかに農地改良とみなせる状態へ復元するよう指導、助言することができる。この場合において、届出者は農業委員会の指導等に従うものとする。

3 届どおり実施していない場合は是正指導を行うとともに、工事が転用行為に当たることが判明した場合は農地法違反として処理する。

（責任義務）

第7条 農地改良工事の施工により生じた紛争や被害の責任は、届の内容に従い、届出者または工事施工者が負うものとする。

2 これらの紛争や被害は民事上の問題であるため、届出者が未然に防止しなければならない。

（完了報告）

第8条 農地改良工事の整備が完了した場合は、速やかに作付け後の状態を写した写真を添付して、農地改良完成届（様式第6号）を提出するものとする。

2 農業委員会は、届出書と照合のうえ完了を確認することとする。

（計画変更）

第9条 届出者は、届の受理後、計画を変更するときは、農地改良届出受理後の計画変更届出書（様式第7号）を農業委員会に提出しなければならない。

2 農業委員会は、受理後、決裁を行い、速やかに地区担当の農業委員及び農地利用最適化推進委員に情報提供を行うものとする。

（計画の取下げ）

第10条 届出者は届を提出後、計画を中止するときは、農地改良届出書の取下願（様式第8号）を農業委員会に提出しなければならない。

2 農業委員会は、届の受理後、決裁を行い、速やかに地区担当の農業委員及び農地利用最適化推進

委員に情報提供を行うものとする。

（工事の進捗状況報告）

第 11 条 受理日より 1 年以内に作付けができない場合は、農地改良届出受理後の工事進捗状況報告書（様式第 9 号）を農業委員会に提出し、農業委員会の指導を受けるものとする。

（その他）

第 12 条 同じ届出者が届を提出している場合で、従前に受理された届が完成していない時は、新たな届を受理しないものとする。

ただし、当初の計画どおり工事が進捗している場合は、この限りではない。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成 10 年 8 月 1 日から施行する。

（平成 10 年 7 月 27 日農地部会承認済）

附 則（一部改正）

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は平成 28 年 10 月 13 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は令和 7 年 10 月 1 日から施行する。